

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案差し替え

○議長（大塚純一郎君） 町長より、発言の申出がありましたので発言を許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、おはようございます。

審議の前に発言の許可をいただきまして誠にありがとうございます。

実はあの、先に提案させていただきました議案の一部につきまして、大変申し訳ないことではございましたが、一部、誤りがございましたので、お詫びをさせていただいたうえで差し替えのお願いをさせていただきたいというものでございます。

内容を申し上げます。

議案第16号 令和3年度一般会計補正予算（第11号）の表紙及び第3表 債務負担行為補正。それから議案第23号 令和4年度一般会計当初予算、債務負担の支出予定額等の調書でございます。

内容につきましては、どちらも只見駅前賑わい創出事業にかかる債務負担行為額につきまして、補正予算にあたっては減額すべきところを減額しないままにしてあったと。あと当初予算につきましては、当然、減額した、減額後の金額で記載すべきところをそのままにしておいたということでございまして、大変申し訳ございませんでしたが、この只見駅前賑わい創出事業について、債務負担行為額の減額に伴う訂正と議案の一部差し換えをさせていただきたいというお願いでございます。

誠に申し訳ございませんでした。

今後は事務執行にあたりましては、さらに十分注意して事務を執行するように十分注意いたしましたので、何卒ご容赦いただいたうえでご審議を賜りたく改めてお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 今ほど、町長より、議案第16号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第11号）等について差し替えの申出がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認め、議案の差し替えのため、暫時、休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時12分

○議長（大塚純一郎君） ただ今より、開議します。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第13号 只見町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案第13号 只見町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条の趣旨、第2条の特別徴収金の徴収にこの条例の要旨が記載されておるわけですが、具体的には、令和4年度実施予定の県営圃場整備事業対象農地を、事業完了後8年以内に農地転用する場合に、その農地に係る町負担相当分、事業費の10パーセントにあたりますけれども、その金額を当事者から徴収するための条例整備ということになります。

第3条、特別徴収金の額ということですが、その額につきましては、その当該土地面積の割合、転用した面積の割合で金額が決定するというもの。

第4条としては徴収方法でございます。徴収期限になりますけれども、事業完了前に転用された場合は、事業完了公告のあった翌年度末までに徴収をする。さらには、事業完了後の

転用の場合ですと、転用された年度の翌年度の末までに徴収をするというような定めです。

第5条の延滞金の徴収につきましては、町の徴収条例に基づくもの。

第6条、特別徴収金の徴収猶予につきましては、特別な理由があった場合は猶予または免除することができるという規定を定めております。

第7条の徴収手続きにつきましては、その他の条例の執行に関しての必要な事項を町長が定めるというような内容でございます。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行すると附則に定めております。

この条例、条例制定が県営圃場整備事業の採択要件の一つになっておることによってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 第2条の4行目、当該機能関連事業の計画を定めた旨を公告した日という文言がございますけれども、これ、いつ頃になる予定なのか、現在わかれば教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） この事業の実施の、事業計画の公告の日ということですが、今年の10月頃を予定しております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この農地の転用の中身、8年以内、これ転用というんですが、その転用の、どういうふうに転用した場合に、この条例が適用になるのか。

それともう一度、最後で説明あったんですが、この条例を制定しなくちゃいけない意味、もう一度お願いします。2点です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） この事業、事業といいますか、この条例につきまして、どの転

用が対象かというのは、全ての農地転用が対象でございます。

それと、この条例を制定しなければいけない意味でございますけれども、国でも当然、補助の目的があって、その補助の目的に合致しないものになった場合、補助金の返還が当然求められます。さらに、県でも同様に補助金あるわけでございますが、町と同様に土地改良事業で負担をした部分の特別徴収金については返還の定めがございます。それと同様に、今回、町についても同じように条例を定めるというもので、今回、農家負担を求めない県営圃場整備事業ということで、さらにそこに、この条例制定が事業の採択要件にされているというようなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 4月から10月まで予定されている区域というのはどこからどの辺まで予定されているんですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 県営圃場整備の予定地域ということでのお質しだと思います。

只見の上町地域から、只見地区ですと、正確になかなか言いにくいですが、三石神社近辺の農地辺り。さらに宮前も一部入っております。そこが只見地区。もう一つは梁取地区全域ということになります。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） それで私、一つ、気になっていたのは、田の口沢に県は魚道をつくって、イワナが遡上できるようにということであれしましたが、この産卵場所が砂防ダムができてしまって上に登れないと。これあの、私、この議会でも質問させてもらって、町長も、それに対して理解を示されたった経過があるわけでありましたが、圃場整備全体をやってしまうと、これあの、産卵場所というもの、なかなかつくれないと思うんですが、その辺との整合性をひとつとっていただきたいなというふうに思うわけですが、それはいかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議会12月会議ですかね、三瓶議員からお話があった部分については。本事業と直接関係があるかというのは、ちょっとあれなんですけれども、今回の県営圃場整備事業につきましては、農地の所有者がご自身の農地を優良な農地に圃場の整備をしようということで、その地域の方々が集まって意見を集約をして整備をしていくという内

容でございます。そこについて、その部分について、その先ほど申されましたようなものについて、関与できるかという非常に難しいかなというふうに思いますけれども、議員がおっしゃった内容につきまして、非常にまあ、生態系の保護・保全というような部分で非常に重要だということで、その部分についての認識は町長含め、しておりますので、その部分はまた違う他の手法といいますか、そういった観点で改めて調査研究をしたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見というところは、ダムでみんな仕切られてしまったと。そういうことで自然産卵場所というものはどんどんどんどん狭まってきてしまったということがあります。それにあの、やっぱり釣り客なんていうのも、本当に最近少なくなってしまって、やっぱり川を活かしていくという観点からいくと、あの近辺に住んでおられる方は大変な魚が遡上してくると。子供達は喜んで、その遡上してきた魚を捕まえているんだと。しかし、あとはもう、全部帰ってしまうと。また元の川に帰ってしまうと。やっぱり産卵場をつくってやるということは非常に大事だと思いますから、そこはしっかり検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今回の圃場整備なんですけど、例えば今までだと、ほとんどが田んぼのように見受けられました。例えば、将来的に、当然、トマトとか、花卉とか、えごま、そういったところはそれなりの希望があれば、そういった整備をしていただけるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今の中野議員のご質問でございますけれども、そういったことが可能だというふうに理解しております。例えば、今回、梁取地区ですけれども、仏寺といいますかね、成法寺から下流側の部分にトマト団地を整備するような圃場整備事業を実施する予定でもあります。さらに、その梁取地区で限って申しますと、集落から上流側、ちょっと一段高いところに遊休農地化した畑があるんですけれども、そちらにつきましても畑地化の圃場整備を実施するというようなことになっておりますので、そういった、先ほどの中野議員のご質問については当然、対象になって実施ができるということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） よくわかんないんで説明をお願いしたいんですが、先ほど転用の内容については全ての農地ということの説明ありました。で、さっき、三瓶良一議員の質問の中で只見地域、それから梁取地域の圃場整備事業も関連してくると。

で、私がよくわかんないのは、田んぼの圃場整備が主ですよ。只見にしても、梁取にしても。で、これ、田んぼで圃場整備しておいて、例えば国や県のこの減反、米の減反政策の中で、例えば8年以内に只見町の推奨品目、トマトとか、花卉とか、そういうところに転用した場合はどんな扱いになるのか。その辺の関係について答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 農地転用という、なんていうんですかね、ものについては、農地を農地として利用するものは農地の転用にはあたりません。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 只見町農地中間管理機構関関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第14号 只見町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第14号 只見町辺地総合整備計画の変更についてご説明させていただきます。

今回の変更につきましては2件ございます。それぞれの計画書をもって説明をさせていただきたいと思っております。

まず一枚めくっていただきたいと思っております。一枚めくっていただきましたところに総合整備計画書の1枚目になります。辺地の概要としまして、大字二軒在家、それから大字塩ノ岐ということで、二軒在家・塩ノ岐辺地の概要が書いてございます。こちらの辺地度数ですが、(3)で145点ということで、辺地法に基づいて、辺地の財政上の計画を策定するものですが、100点以上の度数をあるものについて計画書の該当となるといった計画でございまして。

もう一枚めくっていただきまして、下のページになります。3番、公共施設の整備計画ということで、こちらの辺地につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画となっております。今回追加させていただきます計画の中身につきましては、下の表の3段目になります。橋梁長寿命化事業、カッコ書きの中の、工法二つ、宮沢橋、辰目沢橋の計画を追加させていただきまして、それぞれ事業費、財源内訳につきまして増額変更とさせていただいた内容でございまして。

もう一枚めくっていただきたいと思っております。もう一つの計画書でございまして。辺地の概要のほうで、字の名称ということで、坂田と布沢の辺地。こちらのほうの計画の変更でございまして。辺地の度数につきましては148点となっております。

もう一枚めくっていただきたいと思っております。一枚めくりました下のページになります。3番、公共的施設の整備計画です。令和3年度から令和7年度までの5年間は坂田・布沢辺地の計画でございまして、このうち、この表の一番下の段になります森林の分校ふざわ改修事

業ということで、今回、こちらの事業費につきまして一般財源と起債予定の財源につきまして増額ということで変更の提案をさせていただいております。

以上の説明となりますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第14号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第15号 町有財産の貸付についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第15号 町有財産の貸付についてご説明を

させていただきます。

次のとおり土地を無償で貸し付けるということで、土地の所在地は、只見町大字檜戸字椿59番地の3。地目が宅地（工場用地）ということでございます。面積は2,106.37平米でございます。

貸付の目的であります。有限会社セイワ電子の工場用地として、ということでございます。

貸付期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までということで10年間を予定しております。

貸付の相手方でございますが、只見町大字檜戸字椿59番地の2、有限会社セイワ電子、代表取締役、目黒道人であります。

こちらにつきましては、現在の土地使用貸借契約が平成24年4月1日から10年間ということで、今月末で契約期間が満了ということになります。今般、有限会社セイワ電子より、さらに10年間の期間延長の申出がございましたので、地方自治法の規定によりまして無償貸与のご議決をお願いしたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号 町有財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第16号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案の説明に入りたいと思います。

先ほど議案の差し替えに貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ありませんでした。

以後、こういったことのないように十分注意してまいりたいと思います。

申し訳ありません。

では、改めまして、議案第16号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,785万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ61億3,480万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、その金額並びに補正後の金額については第1表 歳出予算補正によるとしてございます。

第2条で繰越明許費のお願いしてございます。

第3条、債務負担行為の補正ということで、第3表において債務負担行為の追加・変更をお願いしてございます。

第4条、地方債の補正ということで、地方債の変更と廃止について第4表でお願いしてございます。

一枚おめくりをいただきまして、第1表 歳入でございます。

町税から寄附金まで、記載のとおり増額補正をお願いしております。繰入金以下、町債までにつきましては減額ということで、2ページ目、総額で9,785万9,000円の減額

としてございます。

歳出につきましては、総務費については減額。民生費については120万ほどの増額。衛生費についても減額。農林水産業費で170万円ほどの増額。以下、商工費から災害復旧費、4ページの災害復旧費まで記載のとおり減額をお願いし、予備費75万8,000円を増額して補正をお願いしてございます。

5ページご覧いただきたいと思います。第2表としまして繰越明許費でございます。総務費の総務管理費、情報システム管理事業から、それぞれ記載の事業において、年度内完了が困難な部分がございますので、繰越明許費をお願いしてございます。

続きまして、6ページ、債務負担行為の補正ということで、今回、追加で広報ただみの印刷製本。で、山開きイベント委託、道路補修事業ということで、限度額をそれぞれ記載の金額、債務負担行為をお願いしてございます。変更としまして、只見駅前賑わい創出事業ということで、変更後3,700万円を減額をさせていただいて限度額1億4,414万1,000円とさせていただきました。

第4表でございます。7ページ、地方債補正ということで、緊急防災・減災事業債、辺地対策事業、過疎対策事業、臨時財政対策債につきましては限度額の変更をお願いしてございます。廃止ということで、学校教育施設等整備事業につきましては、過疎対策事業のほうに該当させていただけることになりましたので、学校教育施設整備を廃止して過疎債のほうへ増額させていただいております。

以下、8ページ以降、事項別明細となっております。

10ページからご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、町税で個人町民税でございます。収納見込みによりまして103万3,000円増額をお願いしてます。

使用料についても実績見込みにより増額です。

国庫支出金の国庫負担金につきましても、保険基盤安定負担金ということで、実績見込みにより増額をお願いしています。

国庫補助金でございますが、今回、社会保障・税番号制度システム整備費ということで、住基システムの改修をお願いするということで、補助10分の10で歳出でも計上させていただいているところでございます。地方創生推進交付金については実績見込みによる減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回6,995万円、国

のほうから配分がございましたので、これにつきましては年度内行ってきたプレミアム商品券、また町内利用商品券等の事業へ充当させていただくということで計上させていただきました。特定地域づくり事業推進交付金につきましても実績見込みによりまして減額をさせていただいております。マイナポイント事業補助金ということで、マイナポイントにかかるパソコンリース、対応するための補助が今回追加お願いしてございます。以下、民生費については、臨時特別給付金ということで、非課税世帯に対する10万円給付について追加の補助を計上してございます。以下、浄化槽設置整備、あと土木費、教育費等については、それぞれ実績見込みでございますが、教育費の公立学校情報機器整備費補助金ということで、ICT機器の整備、年度内行ってきたものについて補助が該当するというので追加をお願いしてございます。

県支出金につきましても、それぞれ実績見込みにより増額、減額をさせていただいております。

12ページご覧いただきたいと思います。今回、農業費補助金のほうで、産地パワーアップ事業補助金。これが乾燥調製施設等への補助ということで新たに追加で補助が決定したということでお願いしてございます。以下につきましては、事業確定見込み等による増減をお願いしてございます。

17の財産収入で、土地貸付収入でございますが、黒谷送電線路の用地貸付及び田子倉本名送電線路の用地貸付につきましては、昨年、3年の12月から5年間分の貸付料として契約いただきましたので計上させていただきました。

以下については、それぞれ、年度末までの見込みにより増額、減額をお願いしてございます。

寄附金でございます。13ページ、寄附金でございますが、自然首都・只見応援基金の寄附金については、ふるさと納税等、あとクラウドファンディング等で大幅な伸びが見込めるということで1,500万円の増額をお願いしております。

繰入金につきましては。基金繰入金につきましては、年度末までの事業実績等によりまして今回精算をさせていただいて、1億6,000万ほど減額ということで調整をさせていただいております。

諸収入でございますが、これにつきましても見込みにより減額をさせていただいたものでございます。雑入の中の町有建物等損害保険金については、年度内、ちょっと収入できない

ということになりました。只見中学校の屋根の補修に係る部分でございますが、これは令和4年度で改めて計上させていただいております。あと後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、二重計上がございましたので、今回、補正で減額をさせていただいております。

あと町債でございますが、それぞれ、過疎対策事業、臨時財政対策債、辺地債等、事業の完了見込みによりまして減額をさせていただいております。教育費の最後、15ページになりますが、学校教育施設等整備事業について1,200万円減額をさせていただいて過疎債のほうで対応させていただいたものになります。

続きまして、歳出に移りたいと思います。16ページご覧いただきたいと思います。

総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、負担金、補助金におきまして、若松商業高等学校の創立百十周年記念事業。これが延期になったということで、今年度、減額をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、2目、文書広報費でございます。印刷製本費45万円の減額。これにつきましては実績の見込みによります減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、財政管理費、財産管理費、ともに年度末までの事務執行による不用残ということで減額をさせていただいたところでございます。よろしく願いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、企画費でございます。

1節、報酬。それから3節、職員手当、7節、報償費等につきましては、こちらの16ページにつきましては、全て実績等に伴う、これからの見込みも含めまして減額をさせていただいております。17ページ目にまいりまして、8節、旅費。それから10番、需要費、11番、役務費につきましては、それぞれ同様に、見込みに基づきます収入実績の減でございます。それから12番、委託料でございます。委託料185万4,000円の減額となっておりますが、2段目、ふるさと納税返礼品業務委託料ということで420万7,000円追加をさせていただいております。こちらのほうは歳入のほうでもご説明をさせていただきましたが、ふるさと納税のほうの収入額が増えたことによりまして、それに伴いまして返礼品も増えておりますので、併せて業務の委託料を増額をさせていただいております。

その下、移住定住プロモーション、只見線観光路線化モデル創出事業につきましては実績に伴う減額でございます。その下、13番、使用料及び賃借料でございます。こちらのほうの2段目になりますけども、ふるさと納税システム使用料につきましても102万3,000円の増額ということで、ふるさと納税の額の伸びに合わせてシステムの使用料を増額させていただいております。その下、18番、負担金。地域おこし協力隊負担金については実績に伴う減額とさせていただきます。続きまして、18ページ目にまいります。補助金でございます。2,226万4,000円の減額となっております。こちらにつきましては、それぞれ、JR只見線利用促進等事業補助金、空き家の解体、空き家改修、特定地域づくり事業交付金、地域おこし協力隊起業、家財処分、住宅取得事業補助金、太陽光システム設置事業補助金となっておりますけども、こちらにつきましてはそれぞれの実績に基づきまして精算で減額をさせていただきます。

続きまして、7目、ユネスコエコパーク推進費でございます。中ほどからになりますが、1節、報酬。それから3職員手当、7報償費、8旅費、次のページにまいりまして、12委託料ということで、それぞれ、これからの見込みに基づきまして減額をさせていただきます。19ページ目にまいりまして、18節、負担金、補助金及び交付金ですが、自然首都・只見学術調査研究助成金及び只見ユネスコエコパーク活動支援補助金につきましては実績に基づきまして減額をさせていただきます。

その下、8目、ブナセンター費でございます。1節、報酬から3職員手当、旅費。それぞれにつきまして、今後の見込みを踏まえました減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、情報システム管理費でございますが、歳入でマイナポイントの事業費補助金4万7,000円増額となっておりますので、財源の内訳を補正させていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 10目、只見振興センター費ですが、総額としまして196万6,000円の減額となっております。大きな中身としましては、国道289号工事区間視察ツアーというものがございまして、数回、ツアーを組んでおりますが、コロナの影響により1回のみの実施ということになりました。1節、報酬から職員手当、報償費までは実

績の見込みによります減額でございます。8節の旅費につきましても会計年度の見込みによります減額です。10需用費から11節の役務費につきましては、コロナで中止となりました運動会等の減額になるものです。12節、委託料につきましては、同じく運動会、それから運動会等のバスの運転委託料。これは子どものなんでもチャレンジ隊というものがあまして、その減額となっております。その下ですが、国道289号工事区間視察ツアーの業務委託102万5,000円の減額となっております。13節、使用料及び賃借料につきましても、何でもチャレンジ隊のバス借上料、減額となっております。

11目、朝日振興センターですが、総額29万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、同じくコロナで中止になりました運動会と実施しましたクリスマス会の精算によるものです。報償費から、7節の報償費から11節の役務費まで、その内容の減額によるものです。

12目、明和振興センター費ですが、3節の職員手当から8節の旅費につきましては、7節の報償費につきましては、運動会等の減額というものです。3節と8節のものにつきましては会計年度任用職員の見込みによる減額です。10節、需要費から12節の委託料までにつきましては、中止となりました運動会の事業費の減額というものです。14節、工事請負費につきましては、和室の修繕工事を行いましたので、その差額の減額というものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 21ページ、最下段、交通安全対策費でございます。報酬から、次のページ、22ページの最上段、需要費まででございますが、実績によります、精算によります減額をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 諸費でございますが、自然首都・只見応援基金。寄附金の増に伴いまして基金積立の増額をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 22ページ中段、賦課徴収費でございます。旅費、使用料及び賃借料につきましては、実績に伴います減額及び未実施、バス借上料については借上げ、実施しませんでしたので、その分減額させていただきます。徴税還付金につきましては、今後のみ込み、還付見込みも含めまして150万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費のほうでございます。まずあの、説明のほうの欄でありまして、戸籍総合システム改修委託料につきましては、これは令和3年度で回収予定でございましたが、国のほうで令和3年度ではなく令和4年度で繰り延べることになりました。今回、これを減額させていただくものでございます。続いて、23ページの最上段でございます。住基システム改修委託料のほうでございますが、こちらにつきましては、国のほうで令和3年度予算で事業を実施するというところでございまして、先ほど歳入のほうにも同額計上させていただきましたが、今回、3月補正で260万7,000円計上させていただきまして、なお、事業のほうにつきましては令和4年度に繰越をさせていただきたいというものになってございます。

以上、提案させていただきたいので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 23ページ、民生費です。

目の1、社会福祉総務費は操出金、国民健康保険事業特別会計操出金173万7,000円。実績による増額であります。

目の3、老人福祉費、目の4、障がい者福祉費については年度末に向けての見込みによる減額でございます。

目の5、老人健康費につきましては財源内容の振替でございます。

下段の民生費の児童福祉費。

目の1、児童福祉総務費、19扶助費でありますけれども、子育て世帯、臨時特別給付金。対象者の増見込みによりまして100万円の計上であります。

その下の児童措置費の償還金でありますけれども、児童手当負担金返還金は令和2年度分の精算による5万4,000円でございます。

24ページ、目の4、只見保育所費から目の6、明和保育所費につきましては、年度末を見据えた見込みによります減額でございますが、増額がございます。目の4、只見保育所費の17備品購入費でありますけれども、10万円の管理用備品をお願いするものであります。これは調理室の洗濯機が壊れましたので、これで手当てしたいというものでございます。また、6目の明和保育所費、需要費でありますけれども、灯油代につきまして25万1,000円の不足が見込まれますのでお願いいたします。

続いて、25ページ、衛生費につきまして…

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 25ページ、環境衛生費でございます。失礼しました。その前に、予防費のほうでございますが、これにつきましては財源内訳の振替でございます。

その下、3目の環境衛生費でございます。報酬から負担金、補助金まで、実績に伴います減額をお願いするものでございます。委託料、水質調査委託料につきましては実績による不用残の整理でございます。不用見込みの整理ございまして、浄化槽整備補助金につきましては、1基分の減額をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 下段の4目、保健事業費ですけれども、委託料295万4,000円の減額であります。各種検診の委託料、26ページまでになりますけれども、事業完了に伴う減額でございます。

続いて、26ページの5目、保健センター費でございます。委託料38万5,000円の減額であります。各種点検、管理に伴う、完了に伴う減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 26ページ、6款の農林水産業費です。

1目の農業委員会費。全体で84万2,000円の減額でございますが、確定見込みによる減額でございます。

27ページ、2目、農業総務費につきましては財源内訳の補正です。

3目、農業振興費でございますが、1,335万3,000円の増をお願いしております。財源内訳の中でもわかりますが、こちら国県支出金を財源とした増額補正ということになってございまして、18節の負担金、補助及び交付金の中に増額の部分が記載ありますが、歳入でもご説明のあった産地パワーアップ事業補助金1,375万円。こちらにつきましては、国庫補助50パーセントを財源としたトンネル補助になるわけですけれども、乾燥調製施設、併せて乾燥機の増設部分の購入にかかるもので黒谷沖の農業法人への補助ということになります。交付金の機構集積協力金につきましては集積面積の増による24万2,000円の増額でございます。

7目、農地費でございますが、合計で321万8,000円の減額でございますが、事業完了による減額。

8目の農業機械費につきましても確定減でございます。

28ページにまいりまして、2項の林業費でございます。

林業総務費につきましても総額で304万5,000円の減額ですけれども、こちらについても事業の確定による減額。

2目の林業振興費、441万2,000円の減額ということでございますが、こちらにつきましても同様でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きます、28ページ、最下段になります。商工費でございます。

商工振興費におきまして180万6,000円の増額補正をお願いしております。内容といたしましては緊急雇用創出事業臨時特定交付金過年度返還金ということで、こちらにつきましては令和2年度に本交付金におきまして、只見町商工会の雇用また事業に充当する交付金でございましたけれども、新型コロナの影響によりましてトリムウォーク、うまいもん祭り等のイベントが中止となりました。こういったところから事業費の減額ということで、今般、確定見込みの通知がございましたので、本年度中の返還ということになりますので、このタイミングで180万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

観光費につきましては、1,045万6,000円の減額ということで、やはり新型コロナの関係で事業が実施できない、また縮小したといったようなところが大きな要因となっております。8節、旅費から委託料でございますけれども、それぞれ事業の実績、また確定見込みによります減額をお願いしているところでございます。使用料、賃借料につきましても、やはり事業関連の実績見込み、また借上住宅の関係につきましても地域おこし協力隊の不用残といったようなところでの減額でございます。工事請負費につきましても賑わい創出事業にかかります給水管の敷設工事完了に伴います不用残の減額をお願いしております。18節、負担金、補助金及び交付金でございますが、それぞれの負担団体、また補助の事業等につきましても、やはり新型コロナの関係もございまして減額、また確定精査によります減額といったようなところで通知があったものについてお願いをしているところでございます。

めくっていただきまして30ページでございます。ふるさと交流費でございますが、159万円ほどの減額。こちらにつきましても新型コロナの関係もございまして、ふるさと交流都市であります柏市との交流がなかなか現場でできなかったというところからの費用弁償、旅費の減額をお願いするところでございます。

5目、観光施設費であります。修繕料、また工事請負費につきまして事業完了確定によります減額をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 30ページ下段、8款の土木費でございます。

4目の道路新設改良費、5目の橋梁維持費。どちらも事業確定による減額となっております。

31ページにまいりまして1目の住宅管理費、120万円の減額ということでございますが、改修事業補助金、実績がないということで減額をさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 31ページ下段、消防費の非常備消防総務費でございます。122万1,000円の減額でございます。報償費から備品購入費までございますが、それぞれ実績によります減額をお願いするものでございます。工事請負費につきましては本体工事終了に伴います減額。備品購入費についてはC-1級3台のポンプの残額の整理ということでございます。

常備消防総務費のほうでございますが、これは財源内訳の変更でございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 32ページからをご覧ください。教育費になります。

まず教育委員会費であります。費用弁償、普通旅費の整理に伴う減額40万円でございます。

事務局費。こちらにつきましても実績見込みによる予算の整理となっております。全て減額といったようなことで減額予算になってございます。

33ページにまいりまして語学指導事業費。広域圏から負担金減額の通知がございましたので、こちらも10万8,000円の減額となっております。

奥会津学習センター費であります。手当と旅費につきましては減額。それから修繕料につきましてはボイラー修繕が発生しましたので31万6,000円の増額。あとセンター管理委託料であります。燃料費の不足が見込まれるということで増額となっております。

34ページにまいりまして小学校の学校管理でございます。概ね、予算整理に伴う減額となっております。需要費の燃料費。灯油等の不足、高騰のために不足の見込みがありますので110万円の増額となっております。

小学校費の教育振興費でございますが、こちらにつきましては全て整理に伴う減額となっております。

35ページにまいりまして中学校費の学校管理費でございます。こちらにつきましては工事請負費、施設維持補修工事、若干不足が見込まれるということで16万円の増額をお願いしております。

それから36ページの中学校費の教育振興費でございますが、こちらは決算見込みに伴う整理予算の減額となっております。

社会教育総務費であります。コロナの影響で文化祭実行できませんでした。減額120万円であります。

放課後児童対策費につきましては財源内訳の補正となっております。

文化財保護費。こちらは印刷製本費、それから工事請負費の不用残の整理ということになっております。

37ページにまいりまして、ただみ・モノとくらしのミュージアム費でございますが、工事関係の委託料。それから民具の運搬委託。それから燻蒸業務の委託。いずれも減額となっております。工事請負費、展示工事の不用残見込み1,000万円の減額となっております。

37ページ下段にまいりまして体育施設費でございますが、こちらは報酬、旅費、工事請負費。いずれも不用見込みによる減額となっております。

給食センター費。報酬、旅費。こちらも不用残の見込みで整理を行っております。38ページにまいりまして備品購入費も同様でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 38ページ下段、11款の災害復旧費でございます。1目の農地農業用施設現年災害復旧費でございますが、941万1,000円の減額でございます。全ての節、減額でございますが、18節の補助金でございますが、本年からイノシシ被害等についても対象にするということで、本年、3件の該当がございました。

よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、12款、公債費でございますが、減債基金の繰入を減額して財源の内訳を補正させていただいております。

最後、予備費 75万8,000円を増額して予算を調整させていただきました。

40ページ以降、給与費明細書となっておりますのでご覧いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 10ページの歳入の国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,995万円と。もう少しこう、交付の内訳を教えてください。

それと、23ページの一番下段、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の臨時特別給付金。これ100万ということで、これは支給人員の増という説明だったと思うんですが、これは低所得者の10万円の給付金のことでもいいのかどうか。そうであれば、これ、かなり対象者に郵送して返答していただくということで、私が心配したのは、この所得税の、いわゆる対象者が所得税の扶養控除対象になっている場合、該当しないというのがあったんで、その辺の関係がかなり心配していたんですが、その辺も含めて増になっているのかどうか。その辺の扱いは、申請の関係はどうなっているのか。これは交付にあたっては、町のほうから該当者に書類を出して、該当者から町のほうに申請してもらおうという扱いだったと思うんですが、その辺の流れと、これ増えているということは対象が増えるという扱いになるというふうに判断するんですが、先ほどの言った中身と含めて説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、これにつきましては令和3年度分として国から追加交付の決定があったものでございますが、町の事業としましては、感染症対策備品等で、町内で感染が発生した折に、抗原検査等の購入をさせていただいた部分。あとサーマルカメラ等の整備に80万円。あとプレミアム付商品券の発行業務ということで追加交付をさせていただいた部分も含めまして1,050万円ほど。あと、公共的空間安全安心事業ということで、これにつきましては保健福祉センターの蛇口を自動水洗への改修をさせていただいております。これについて充当させていただいていると。あと飲食・弁当事業者応援クーポンについて2,080万円ほど。ほか、町内利用の商品券発行に4,000万円。あと、保健福祉センター、保健医療関

係での衛生消耗品について50万円。あと、雪まつりの補助金に対して800万円ほど充当をさせていただいてございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 23ページ、児童福祉総務費の扶助費100万円の増額です。ございますけれども、こちらのほう、子育て世帯への臨時特別給付金でありまして、異動等によりまして、10万円なんですけれども増が見込まれるため計上しておるものでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これは23ページの関連は、子育て世帯等の異動ということで、国の低所得者への10万円の給付というのも子育て世帯等という名称だったと思うんです。なんか紛らわしい名称なんです。で、その10万円の、いわゆる低所得者への10万円の関係のやつはこの予算書ではどんなふうな扱いになってますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 非課税世帯の給付金でございまして、そちらのほうにつきましては、5ページの繰越明許費のほうを見ていただきたいと思いますけれども、上から3番目に6,800万円、子育て世帯等臨時特別給付金、議員おっしゃるとおり同じような名前でございますけれども、こちらのほうで今、年度をまたいで支給手続きをしておりますけれども、そういったところで事業を進めているものでございます。こちらのほう、対象者を、世帯、マックスでといますか、最大で見えておりましたけれども、やはり、その減額をしていくもので、対象者は減っていくのではないかなというふうに感じてございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

3回目。

○8番（山岸国夫君） 今、5ページの関連で、子育て世帯等臨時特別支援事業、繰越明許ということで6,800万ということで、あれですか、当初だと800人ぐらいの規模だったと思うんですが、この繰越明許だと、10万というとなら680人になってきて、かなり、これはあれですか。当初の予算よりもかなり減ってきて、さらに減るといふ見込みなんですか。その辺の流れ教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 先に補正した時、800人強のあれでしたけれども、その時

は、要するに扶養とか、そういったものを、まだそこまで調査できない部分でのものごさ
いましたので、やはりあの、100世帯ですか、ぐらいは減っていくものというふうに想定
してございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 一つだけ教えてください。

20ページ、委託料の中の国道289号工事区間視察ツアー業務委託料。これ、1回だけ
実施しましたという説明がありました。全部で何回のうち1回だけ実施できたのか。またそ
の1回だけ実施するときのコロナ対策等、コロナの事情、何故1回はできて、ほかの数回は
実施できなかったのか。その辺のところ、その事情、背景を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） まずあの、国道289号工事区間視察ツアーの数ですが、
すみません、ちょっと、私、資料が手元にないんですが、おそらく5回から6回ぐらいの実
施だったというふうに思っております。何故1回かということになりますが、どうしてもコ
ロナ感染のまん延防止対策とか、そういった期間がございましたので、その期間中は実施し
ないということやっておりました。で、コロナ対策としてですが、通常ですと三条市のほ
うに行ってご飯を食べたりとか、ということをしてくるんですが、今回は只見区間のトンネ
ルのみをバスで行きまして、土木事務所の方々に若干説明をいただきながら視察をしてきた
のがその1回ということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そうすると、私、一般質問でも申し上げたとおり、これはやっぱ
り、国・県にまん防が出ているか・出ていないかというのが判断基準になったというふうに
考えてよろしいのかというのが一つ。

それから只見の区間で、たぶん、町民限定だったと思うんですけども、同じようなこ
とを三条市側でもやられた経緯があるかどうか。もしわかれば教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 鈴木議員おっしゃるとおりコロナ対策の期間中というこ
とがありましたので実施のほうは見合わせたという経過がございます。

それと、三条市で同じことをやっているかというご質問についてですが、すみません、ちょっと私のほうではわかりません。申し訳ございません。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 10ページからお伺いいたします。全部で3点お伺いしたいと思えます。

先ほど総務課長のご報告で、10ページの一番下のあたりですね、地方創生推進交付金が事業が減ったというところでごさいます、雪まつりの出店者への負担、出店料をこの度、コロナ関係のものでやりますよといったのが、こちらの事業でしょうかというところが1点ご質問でごさいます。

めくっていただきまして19ページでごさいます。全体的にお伺いしたいんですけども、会計年度任用職員の方々等の報酬ですね、が不用残となっているんですけども、ブナセンター長と会計年度職員ということで、その、なんかあって、ここは何かあって減額なのか。勤務日数が減ったとか、対象があったとか、というところなのでしょうか。その予定したところより人員が減らないところでの報酬の減というところのご説明をお願いしたいと思います。

めくっていただきまして32ページでごさいます。32ページ一番下段の委託料、高校魅力化コーディネーター育成事業のところでごさいます、こちら当初予算のほうで1,100万ほどあって、減額が200万ほどで、少し事業費としては規模が減額が大きいので、できなかった事業だとか、事業ができたけれどもコストが良くおさまったのか。そういったところ、事業ができなかったことがあったのかというところのご質問でごさいます。

以上、3点お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、ゆきんこ市の出店料ということで以前説明をさせていただきました。その部分に充てる予定でございましたが、今回、雪まつり中止ということで、その部分には充ててございせんが、雪まつりの準備等にかかった経費について充てさせていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 2点目のご質問でございます。19ページ等でございます。会計年度任用職員等々の費用の減額でございますが、まずブナセンター長につきましては、こちらのほう、センター長のほうが不在となってございまして、今回、精算に伴いまして減額をさせていただきました。会計年度職員につきましては途中採用とか、そういった日数の関係の減もありまして、そういった部分精算させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 32ページ、高校魅力化コーディネーター育成業務委託料の減額212万3,000円でございますけども、こちらにつきましては、新型コロナの影響で、教育委員会なり、それから高校のほうに入っていただいて、いろいろ業務を進める予定の部分が、県をまたぐ行動を自粛している期間が結構ありましたので、そういった関係で減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 10ページのそのゆきんこ市の出店料のところ、のところなんですけども、当初の予算とかのあたりで、雪まつりが中止になった際に、この国からというか、のものが無駄にならないような事業の配分、中止になった時の代替案のほうのご用意お願いしますというふうな質問を当初の予算の際にしていたんですけれども、その部分というのが先ほどご答弁あった工事の準備のほうに無駄なくまわしたというご答弁の理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 財源としましては、そういったことで準備経費にも充てられるということで県と協議をさせていただきまして充てさせていただいたというところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 一つだけ、状況だけ、ちょっと確認をさせてください。

明和小学校の体育館の件なんですけど、2月の6日だったでしょうか、豪雪対策本部できて、半ば頃か、明和小学校のほう、体育館の屋根の雪がまくわった状態で、あと氷でガラスを圧迫して、ガラス割れているという状況があったんですけど、ちょうどその頃というのは、

なかなか除雪が追いつかない、業者さんもなかなか対応ができないという状況もあったようなんです、それから今回の補正予算の中でも、修繕料、若干減額あるんですが、そのあの、破損状況の復旧というんですか、その辺の対応について、どのように今なっているのか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 明和小学校の体育館の屋根の雪が、なんていうんでしょう、巻き付いてきて、ガラスを圧迫して、ガラスが破損したといったような状況がありまして、とりあえず、コンパネをはめて応急措置をして、今は過ぎしております、雪が収まりまして、それから元通りに直しただけではまた再発の可能性がありますので、再発防止策を講じたうえで、改めて修繕を行いたいというようなことで、今は応急措置状態となっております。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） その時期の状況を見ますと、本当にあの、氷でガラスを圧迫して、その中で子供達もやっぱり体育の授業とか、利用しなきゃならない。当座のあれとしてカーテンを閉めながら、破損したあれが飛び散らないような対策をされておったんですが、今、教育次長のほうからありましたように、今後も、来年とか予想されますので、再発防止策を講じながらしっかりした修繕対策をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 元通りに返すだけでは、また同じことが起こる可能性非常にありますので、専門的なその業者さんのほうにアイデアをもらいまして、再発防止策を講じたうえで改修を図りたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 25ページと、26ページの、蜂アレルギー検査という部分で、若干この、聞きたいですが、以前、蜂の防護服、宇宙服のようなものを町で買って、それで町職員がその服を着て行って除去していたという経過がありまして、その後のやり方わからないんですが、この蜂アレルギーというか、蜂の巣があった場合に、これ、防護服、町で管理をしておって、それを借りて住民の方が自らやるのか。あるいは、町職員が特別出かけて、特に出かけてやっていくのか。今はどのような状況でやってらっしゃるのか、一つ。

それから、前立がん検診の委託料ってありますが、この前立がん検診の、これは触診でしょうか。あるいはエコー検査なり、いわゆる立体検査なのでしょうか。検査の仕方についてお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 25ページの蜂の巣の関係でございます。今現在は町のほうで準備しております防護服、あとまあ、多少の道具。そういうものを振興センターに配備してございまして、それを町民の方に貸し出すという方法でやらせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 26ページの前立腺がん検診でありますけれども、ちょっとすみません、詳細は今即答できませんが、触診やそういうものではなくて、血液かなというふうに、すみません、ここではお答えしておきます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 蜂の巣の除去については大変危険だということで、今は町の職員から振興公社に委託をされるということですか。で、振興公社のことはよくわかりませんが、必要な人に道具を貸してやらせる方法と、振興センターが自ら行って除去する方法と、二つあるという意味でしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） すみません。道具の貸出のみをやらせていただいております。町のほうで直接あの、ということは、ほぼほぼない状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 13番の指定寄附金なんですが、

○議長（大塚純一郎君） 何、13…

○7番（中野大徳君） 13ページ。すみません。

まあ、今回、クラウドファンディングやら、それから、例えば人によっては、指定、例えば今までやっていたその、なんですか、ふるさと納税の中にも、只見高校のためにとか、そういうことは寄付者によってはあると思うんです。そういうのがあった場合に、当然、クラウドファンディングは只見高校にいくんでしょうが、その目的が只見高校のためにという

とか、そういった、あるか・ないかはちょっと、僕わかりませんが、あった場合には、そういった寄附金はどのようなところに基金としてここに積み立てておくのか。町は1,000万出されましたけども、高校に対してお金がいくものなのか。その辺の考え方というか、使い方というか、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 一般のふるさと納税のほうで、例えばその他の使い道ということで用意してございまして、その中で、只見高校のためにといったような申出があったのも、何件か、ごくわずかですがございましたので、そういったものは寄附の使い道の中で、その他でしたらその他、それとも地域の子供達、教育のためにという目的であれば、そちらのほうにそれぞれ積立をさせていただいておりますので、その中で活用させていただく予定になってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第17号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第17号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、第1条、歳入歳出それぞれ904万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,010万5,000円とするものであります。

それでは5ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

県支出金。項の1、県補助金。1目、保険給付費等交付金であります。特別調整交付金分、市町村分で730万7,000円の増額であります。直診勘定国保施設特会への繰出分の見込みによる増であります。

続いて、繰入金です。一般会計繰入金です。節の1、保険基盤安定繰入金173万7,000円であります。保険税軽減分、保険者支援分でそれぞれございます。実績による増額であります。

6ページをご覧ください。歳出であります。

款の7、諸支出金であります。目の1、直診勘定繰出金であります。繰出金754万3,000円あります。国民健康保険施設特別会計繰出金であります。こちらのほう、歳入のほうと額が、差異が23万6,000円ありますけれども、特調、その他の分によりまして若干、額が違ってございます。

款の8、予備費でありますけれども、150万1,000円で調整させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第17号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第18号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第18号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正ということで、それぞれ906万9,000円を減額し、総額を4億2,431万8,000円とするものでございます。

予算書の5ページ目から説明をいたします。

歳入でございます。

診療収入の入院収入につきましては、補正額合わせて287万3,000円の減額ということで、こちらは年度末見込みによる補正となっております。

中段の外来収入です。こちらについては201万7,000円の増額。こちらも年度末の見込みによる増額となっております。

下段の歯科外来収入でございます。こちら380万の減ということで、見込みによる減額でございます。

おめぐりいただきまして6ページ目です。6ページ目、訪問看護収入及び使用料及び手数料につきましても、年度末見込みによる増額となっております。

県支出金の県補助金ですが、新型コロナウイルスワクチンの個別接種推進支援金ということで40万円。あと新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金ということで120万円の増額を予定しています。個別接種につきましては、一日50人以上の接種をした日に一日あたり10万円の補助金が県からくるとということで、2月の5日分までを計上しております。医療従事者支援事業補助金につきましては、コロナの陽性者の、あるいは陽性の疑いのある者に接した業務、接する業務あるいは検体を梱包する業務に従事した場合に、防疫にかかる特殊勤務手当を町のほうで職員に支給をしております。そちらに充てる分の補助金でございます。

諸収入については見込み雑入を減額をさせていただきました。

7ページ目、歳出でございます。

診療所費、総務費の一般管理費につきましては事業完了による減額でございます。

研究研修費。こちらコロナ禍等による研修会の減少及びオンライン開催等によりまして旅費等の支出がありませんでしたので減額をさせていただいております。

医師住宅費です。こちらについては、主に研修医を受け入れる際の住宅の借上げに伴うものですが、既に研修医の受け入れ、今年度終了しておりますので、支出見込みなしということで減額となっております。

8ページ目です。こちらは医業費の医科管理費でございます。こちら役務費につきましては現時点での支出の見込みがなしということで減額をさせていただきました。委託料につきまして、こちら今後の支出見込みなしということでの減額となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 診療収入の件ですが、減額されておるといのはわかるんですが、歯科は安定して、黒字でずっと推移してきたというふうに記憶しておりますが、これもやっぱりコロナの影響でしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 歯科の外来の収入につきましては、コロナの影響ということについては今ここではっきり申し上げることはできないんですけれども、受診者の数的には減ってはおりませんので、おそらく診療内容等によるものと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 診療収入の入院収入なんですが、5ページのほうで、国民健康保険診療報酬収入300万という、国保の前の、補正前の額が424万3,000円のところ300万円の減ということで、だいぶ大きいようです。被保険者の数も限られている部分はあるんですが、全体として入院収入7,100万ほどあるんですが、後期高齢者と、あと社会保険診療報酬の現段階でわかる大まかな額でいいですから、ちょっと教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 後期高齢者、後期高齢の2月末時点での入院の診療報酬につきましては5,560万5,000円となっております。外来も。

○6番（矢沢明伸君） 社会保険。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 社会保険につきましては87万4,000円となっております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第18号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別補正予算（第5号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第19号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第19号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条といたしまして、既定の歳出予算の総額7億9,682万3,000円のうち、131万円を科目更生するものであります。

3ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出であります。

保険給付金。介護サービス等諸費。目の3、地域密着型介護サービス給付費141万円の減額であります。負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金、実績見込みによる減額であります。

続いて、9目、居宅介護サービス計画給付費10万円の増額であります。実績見込みによ

る増額であります。

続いて、款の4、地域支援事業費であります。1目、介護予防生活支援サービス事業費131万円の増額であります。内訳といたしましては、通所事業負担金100万円。ケアマネジメント事業負担金30万円。高額総合事業負担金1万円。いずれも実績見込みによる増であります。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開を1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

町長より、発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 発言の許可をいただき誠にありがとうございます。

先ほど午前の会議後に下に降りまして、12時頃、南会津建設事務所の大竹所長からお電話がありました。内容につきましては、国道252号六十里越のあいよし橋が雪崩によって落橋しているということが県としても確認できたので、その旨を本日、午後2時から県庁において記者会見をしますということの一報でございました。その後、対策についてはまだ除雪が、当然まだ至っていませんので、そういった除雪をすることと、その後の対策については県としてはできる限りのことをしますということでありました。加えて、沿線の町村長並びに魚沼市の市長には、直接、南会津建設事務所の所長から連絡しますということでもございました。

また、先ほど、10分ほど前に、郡山国道事務所の所長さんからも電話ありまして、基本的には県の対応だけでも、国としてもできる限りのことはしますので、何でも、あったら遠慮なく、郡山国道事務所のほうにも話をしてくださいという力強いお言葉も電話でいただきました。

取り急ぎ、詳細はまだわかっておりませんが、今後、議会の皆様と共に、今後の善後策、県に要望することは当然といたしまして、252号、例年、連休前に開くということが地域の経済にも、様々な面でも、大変な地域の貢献のある道路でありますので、その後の対応につきましては情報の入手に努めるとともに、万全を期してまいりたいというふうに思います。

本日のところはそのような連絡があったということを皆様にお伝えさせていただきたいと思えます。

貴重な時間ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） それでは、会議を開きます。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第8、議案第20号 令和3年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第20号 令和3年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億402万7,000円とするものであります。

地方債の補正。第2条であります。地方債の補正は第2表 地方債補正によるものでございます。

3ページをご覧ください。地方債の補正であります。過疎対策事業、介護サービス事業。それぞれ150万減額しております。

続いて、6ページ、2歳入でございます。

款の5、繰越金。1目、繰越金でありますけれども前年度繰越金2万7,000円。令和2年度の繰越金でございます。

その下、款の7、町債であります。目の1、一般会計債ですけど150万の減額。過疎対策事業債。そして、2目、公営企業債、150万円の減額。介護サービス事業債でございます。

7ページ、歳出であります。

款の2、施設整備費。目の1、施設整備費でありますけども、14節、工事請負費277万3,000円。ボイラー設備改修工事、下水道施設・配水管修繕工事。工事が終わりましたので、その減額でございます。277万3,000円であります。17節、備品購入費38万9,000円の減額であります。実績見込みによります減額になります。

下段の款の6、予備費であります。18万9,000円で調整をしてございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第20号 令和3年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第21号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第21号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条として、歳入歳出それぞれ720万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,883万5,000円とするものです。

款項の区分ごとの歳入歳出予算の金額は第1表によるということでございます。

第2条として、地方債の補正ですけれども、第2表の地方債補正によるということでござ

います。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

3 ページに第 2 表の地方債補正でございます。過疎対策事業、水道事業、公営企業会計適用債。それぞれ事業確定見込みにより減額となっております。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

5 款の繰入金。2 目、基金繰入金になります。200 万円の増額ということで、簡易水道事業の基金繰入金を予定をしております。

8 款の町債でございますが、一般会計債として160 万円減額。過疎対策債ということでございます。2 目の公営企業債。こちら二つございまして、事業実施の水道事業債で190 万円の減額。公営企業会計法適用債ということで、570 万円の減額ということで起債の減額に伴いまして、起債に対象にならなかった部分を一般財源といいますか、基金で補うような収入ということになってございます。

7 ページでございます。

歳出でございますが、款の維持管理費でございますが、1 目の水道総務費。公益企業会計法適用化事業委託料ということで、令和 3 年度分の委託金額確定。さらには事業確定見込みによる減額ということでございます。

3 項の施設整備費の 1 目の設備整備費でございますが、143 万円の減額ということで、工事確定による減額でございます。

予備費 2 万 7,000 円を増額して調整をしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第21号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、議案第22号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第22号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ570万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,898万1,000円とするものでございます。

2項として、款項の区分ごとの金額については、歳入歳出予算の金額について、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条として、地方債の補正ですが、第2表地方債補正によるものでございます。

3ページをお開きいただきますと、第2表 地方債補正でございますけれども、変更としまして、過疎対策事業、下水道事業、公営企業会計適用債ということで、それぞれ事業確定による減額でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

款の8、町債でございますが、一般会計債として170万円の減額。こちらについては過

疎対策事業債となります。

2目の公営企業債でございますが、400万円の減額でございますが、下水道事業債で170万円、公益企業会計法適用債で230万円の減額ということでございます。

7ページにまいりまして、3の歳出でございますが、1款の総務費、総務管理費でございます。233万2,000円減額でございますが、令和3年度の公営企業会計の法適用化事業の委託料の事業完了の見込みによる減額でございます。

款の2、施設整備費、1目、施設整備費でございますが、275万円の減額でございます。こちらについては施設整備工事、公共枅新設工事の事業確定によりますそれぞれの減額ということでございます。

4款の予備費61万8,000円を減額し調整をしてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第22号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

日程第 1 1、議案第 2 3 号 令和 4 年度只見町一般会計予算から、日程第 2 0、議案第 3 2 号 令和 4 年度只見町朝日財産特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号から議案第 3 2 号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の互選により決するとありますので委員会で互選をお願いをいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 8 条第 2 項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いをいたします。

予算特別委員会の場所は、本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

休憩 午後 1 時 1 5 分

再開 午後 1 時 4 4 分

○議長（大塚純一郎君） それでは、これより開議いたします。

予算特別委員会の委員長に鈴木好行君、副委員長に山岸国夫君が選任されましたのでご報告いたします。

ここで、お諮りをいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第 2 3 号から議案第 3 2 号までは、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 0 日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第32号までは、3月10日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定をいたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後1時45分）